unify
東日本ユニオンNIIGATA
http://niigatachihon.yukigesho.com/
2023年5月28日発行
第66号（通巻663号）
JR東日本労働組合新潟地方本部
発行者:星山 圭　編集者:教育・広報部

2023夏季手当シリーズ③

年間6．0ヶ月は生活する上で必要な水準だ！職場からの声で取り戻そう！

第1回交渉報告（5月26日開催）

1．2023 年度夏季手当は社員一律による「基準内賃金の 3.0 ヶ月」とすること

・期末手当は社員の生活給であり、物価高騰による実質賃金低下は期末手当でしか補えない。

・過去最高益を計上した時「安定的な支給」として支給額が抑えられてきた。赤字転落した途端に支給することが「安定的な支給」とされ「約束した支給水準はない」との考えからＪＲ労働者の将来設計を不安にさせる回答が行われた。

・黒字化実現した今「年間 6，0 ヶ月以上の安定的な支給水準」と「黒字化による適正な成果配分」を求める。

2．2023 年度夏季手当の基礎額において、これまでのコロナ対策、黒字経営に尽力した社員の労に対し、特別措置として社員一律による「基準内賃金の 0.3 ヶ月」を支給すること。

・コロナ対策に加え感染予防と収入確保に全社員が奮闘してきた。

・１項は変化に挑戦し業務融合をＪＲ労働者一人一人が挑戦した結果黒字化を実現した成果配分であり、２項は本当に奮闘したＪＲ労働者に対しての「特別措置」として要求する。

3．2023 年度夏季手当の基礎額に、主務職は１００円、主任職・指導職・係職は 200 円を加えた額とすること。

・社員一律の賃金向上を求めてきた。基本給の要素として職責、職能、資格、等級、年齢に応じた生計費水準等はすでに含まれている。それにも関わらず賃金引き上げの時に管理職・主務職に上乗せを行ったので今期末手当においては平等な成果配分を求める。

東日本ユニオンに加入して労に見合う夏季手当を勝ち取ろう！